

## 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び 国による「実質無利子・無担保融資」に関する提言

本県では、県民の健康と生活を守るとともに本県経済への影響を最小限に食い止めるという姿勢のもと、3月以降、国の緊急対応策も活用しながら、感染予防や感染拡大防止対策、経済影響対策などに全力で取り組んでおり、5月1日には第3弾となる「高知県新型コロナウイルス感染症緊急対策」を取りまとめたところです。

このような中、4月30日に国におきまして令和2年度補正予算が成立し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施するための「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が創設されたことは、地方自治体の取組にとって大きな後押しとなるものと深く感謝を申し上げます。

この新しい臨時交付金が、それぞれの自治体の状況に応じて真に効果的な施策を実行していくための「生きたお金」として活用できるよう、以下のとおり提言いたします。

### 記

#### 1. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の大幅な増額について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、令和2年4月7日に補正予算案が閣議決定されましたが、その後、4月16日には緊急事態宣言の対象区域が全都道府県に変更されました。

これを受けて本県では、感染拡大防止のための対策として事業者に対する休業や営業時間短縮の要請等の取組を実施しましたが、休業等の要請に応じていただいた事業者に対する協力金のほか、下記2に掲げる融資制度など厳しい状況に置かれた事業者への追加支援等の新たな財政負担が生じたことから、今後、事態の収束を見据えて必要な経済影響対策を実施するための後押しとなる臨時交付金の額の不足が見込まれております。

つきましては、緊急事態宣言の全国への拡大という状況を踏まえ、自治体が、感染拡大の防止や雇用の維持と事業の継続、事態収束後の経済回復に向けた施策を実行するために必要な臨時交付金の大幅な増額を要望します。

#### 2. 国による実質無利子・無担保融資に先行して都道府県が単独で実施した融資制度への支援について

国は、令和2年3月10日に「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」を決定し、その中で、中小・小規模事業者を対象に日本政策金融公庫を通じ、借入れから3年間を実質無利子とする資金繰り支援を講じられました。その後、この制度を民間金融機関にも拡充して、5月1日から受付が開始されたところです。

一方で、本県には日本政策金融公庫の支店が1店舗しかなく、多くの事業者は民間金融機関と取引関係にあることから、民間金融機関と連携し、売上高等の減少に苦しんでいる事業者に対してより機動的かつ間口の広い受け皿となる独自の融資制度を3月に創設し、令和元年度補正予算及び令和2年度補正予算で融資枠360億円を確保しました。この制度設計は、新型コロナウイルス感染症に起因して売上高等が減少した事業者の資金調達に対する支援を大幅に強化するため、事業者の保証料負担を原則ゼロにするとともに、金利負担を最大4年間実質的にゼロとするものです。

制度開始から約1か月で当初の想定約2.5倍の申し込みがあり、最終的には835億円の融資枠を確保した結果、保証料補給に約60億円（うち、令和2年度は約6億円、令和3年度から13年度までの後年度負担として約54億円）、利子補給も約60億円（令和3年度から6年度までの全額後年度負担）の計120億円の県負担が生じる見込みとなっております。

つきましては、

(1) 国による全国統一型の支援制度が創設されるまでの間に都道府県が先行して実施した融資制度について、国と同等の部分については国制度を活用しているものとみなして国の補助の対象としていただくよう要望します。

また、今後も資金需要が見込まれることから、国制度の融資上限の引き上げを要望します。

(2) 保証料補給や利子補給に対する支援は後年度に財政負担が生じる仕組みであることから、この場合については後年度の財政負担についても臨時交付金の対象となるよう、臨時交付金を用いた基金の造成等を認めていただくことを要望します。

また、令和元年度に融資を実行した分に係る後年度負担についても臨時交付金の対象としていただくよう要望します。

令和2年5月27日

高知県知事

濱田省司

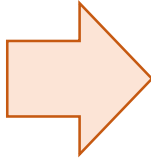
# 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び 国による「実質無利子・無担保融資」に関する提言

## 【高知県の取組】

### 主な取組（R2.2月～）

- 感染予防、感染拡大防止対策
  - ・ウイルス検査体制の強化
  - ・医療機関に対する器材整備支援
- 県単独の新たな融資制度の創設  
 融資枠360億円  
 （県の財政負担 44.7億円）  
 ※後年度負担含む

4/16  
緊急事態  
宣言の  
対象区域  
拡大



### 取組をさらに拡充

- 休業等の要請に対する協力金 10億円
  - 県独自の事業者支援
  - 事態収束を見据えた、観光キャンペーンの展開
  - 県単独の融資制度  
 融資枠の拡充 360億円→835億円  
 （県の財政負担 120億円）  
 ※後年度負担含む  
 など
- 数十億円規模
- 2.5倍

### 【提言 1】

**臨時交付金のさらなる増額が必要**

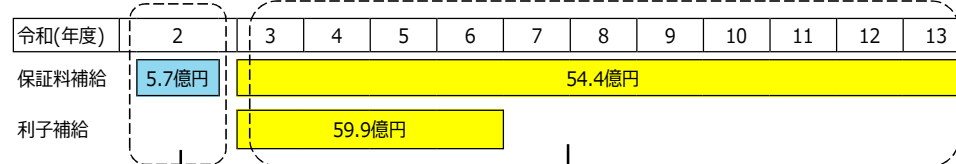
〔 第一次配分  
53.5億円 〕

- 県単独の融資制度に係る財政負担（保証料補給、利子補給）は後年度に負担が生じる仕組みだが、現在、基金造成は認められていない

### 県単独の融資制度

借入限度額：1億円  
 償還期間：12年以内  
 （据置4年以内）  
 事業者の保証料負担：原則ゼロ  
 事業者の金利負担：最大4年間は実質ゼロ

### 《県負担額のイメージ》



現年負担 = 交付金対象

後年度負担（約114億円）= 交付金対象外

### 【提言 2】

**臨時交付金を活用した基金の造成を認めていただくことが必要**

- 国は全国統一となる融資制度（借入限度額3,000万円）を創設し、5月1日以降は民間金融機関が行うものについても支援の対象

### 【提言 3】

**都道府県が先行して実施している融資制度についても、国と同等の部分までは補助の対象としていただくことが必要**

# 国による実質無利子・無担保融資に先行して都道府県が単独で実施した融資制度への支援について

**経緯**

- 国は令和2年3月に政策金融公庫を通じた事業者向け資金繰り制度を講じたが、本県には**公庫の支店が1店舗しかないことから、国に先行する形で民間金融機関と連携して**県独自の融資制度を創設し、融資枠360億円を確保。**（保証料負担は原則ゼロ、金利負担も最大4年間実質的にゼロ）**
- 制度開始から約1か月で**当初の想定約2.5倍の申し込み**があり、最終的に**835億円の融資枠を確保**。その結果、保証料補給に約60億円、利子補給も約60億円の、**計120億円の県負担が生じる見込**。

※4月における県内コロナ倒産なし（東京商工リサーチ、帝国データバンク調べ）

**要望**

国による全国統一型の支援制度が創設されるまでの間に**都道府県が先行して実施した融資制度**について、**国と同等の部分については国制度を活用しているものとみなして、国の補助の対象としていただくことを要望**。

## 制度の比較

	高知県制度 (3月24日から4月22日まで)	全国統一制度 (5月1日から)
資格要件	SN4号、5号、 危機関連保証の認定を受けた者	SN4号、5号、 危機関連保証の認定を受けた者
借入限度額	<b>1億円</b>	<b>3,000万円</b>
償還期間(据置)	<b>12年以内(4年以内)</b>	<b>10年以内(5年以内)</b>
信用保証料の補助	全額補助	①法人△5%～15%未満 1/2補助 ②法人△15%以上、 個人事業主△5%以上 全額補助
貸付金利	2.07%以内	1.90%以内
利子補給対象	<b>実質無利子</b>	<b>実質無利子</b> (②のみ)
利子補給期間	<b>4年以内の据置期間以内</b>	<b>3年間</b>

## 全国統一制度が遡及適用された場合の補助額試算

**試算の考え方**

高知県制度のうち全国統一制度と同等の借入額3,000万円以下（3,000万円超の借入のうち3,000万円相当部分を含む）の融資額 **約450億円分を、「全国統一制度」に置き換えた場合の補給額**

<イメージ図>

■ 高知県制度  
 ■ 全国統一制度（遡及適用された場合）

